

役員及び評議員の報酬等並びに費用等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第197条で準用する第89条及び第105条第1項並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号及び公益財団法人育てる会（以下「この法人」という。）の定款第15条及び第30条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員（以下「役員等」と総称する。）の報酬等並びに費用等に関する支給の基準について定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところに拠る。

- (1) この法人の役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) この法人の常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第12条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称を問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用等とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費等含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは、明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員、評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員には理事会及び評議員会出席等必要に応じ報酬を支払う。非常勤役員のうち監事に対しては、このほか別に定める年額の範囲で報酬を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、賞与を支給することができる。
- 4 常勤理事の退職に当たっては、当該理事の任期に応じ、退職手当を支給することができる。
- 5 評議員に対しては、評議員会出席等必要に応じ報酬を支払うことができる。ただし、評議員の報酬は、定款第15条に定める金額の範囲内とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員に対する報酬月額は、評議員会の決議によって定められた、別表第1「常勤役員の報酬年額」に定める金額の範囲内とし、各々の役員の報酬月額は、その職務、資格等を勘案して理事会で決定するものとする。

- 2 常勤役員の賞与は、評議員会の決議によって定められた、別表第1「常勤役員の報酬年額」に定める金額の範囲内とし、各々の役員の賞与は、その職務、資格等を勘案して理事会で決定するものとする。
- 3 非常勤役員に対する報酬は、評議員会の決議によって定められた、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。なお各々の監事の監査謝金については、これに定める金額の範囲内で、評議員会で決定するものとする。

4 常勤理事に対する退職手当は、評議員会の決議によって定められた、別表第3「退職金支給基準」に定める算式により算出される額とする。

5 評議員に対する報酬は、評議員会の決議によって定められた、別表第4「評議員の報酬」に定める額とする。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、その月の月額的全額を毎月25日に支給する。但しその日が休日又は土曜日にあたるときはその前日に支給することとする。非常勤役員及び評議員にあっては、当該月分の報酬額をまとめて当該月末に支給する。ただし、休日に当たるときは常勤役員に準ずるものとする。

2 常勤役員の賞与は、原則として、夏期は7月25日、冬期は12月25日、年度末は4月25日に支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、その金額を通貨をもって直接本人に支給する。ただし法令に基づき報酬から控除すべき金額がある場合には、報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員等が報酬を本人の指定する金融機関への振り込みを申し出た場合には、その方法により支払うことができる。

(費用)

第7条 この法人は、第2条に基づき、役員等がその職務遂行にあたって負担した費用については、これを遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、その通勤に要する交通費として、通勤手当を支給することができる。その計算方法は職員に準ずる。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

別表第1

常勤役員の報酬年額（事業年度ごと1名につき）

- | | |
|--------|----------------|
| ・ 代表理事 | 1, 200万円までの範囲内 |
| ・ 常務理事 | 1, 000万円までの範囲内 |
| ・ 理 事 | 800万円までの範囲内 |

別表第2

非常勤役員の報酬

非常勤理事の報酬

理事会出席等の都度、会議手当として一人一律 1万円

非常勤監事の報酬

監査の謝金として 一人年額100万円までの範囲内

理事会出席等の都度、会議手当として一人一律 1万円

別表第3

退職金支給基準

退職又は死亡した日の報酬月額 × 役員在職年数

- ・在職年数は役員に任命された日から暦に従って計算し、休職期間は、その期間の2分の1とする。
- ・非常勤期間については、原則として、退職金基準額の算出の際の役員在職年数から除く。
- ・在任中、特に功労のあった役員に対しては、この規程により支給する退職金の他に、功労金を加算をすることができる。
- ・期間の計算上1月に満たない端数は、1月とする。

別表第4

評議員の報酬

評議員会出席等の都度、会議手当として一人一律 1万円